

労働基準監督署内の課名を分かりやすく変更します ～平成22年10月1日から～

東京労働局は、10月1日から管内の青梅労働基準監督署及び八王子労働基準監督署町田支署の課名を業務内容に沿った名称に変更します。利用者から問い合わせ先が分かりにくいといったご意見などがあるため、名称変更により、国民サービスの向上に努めます。

現在使用している「第1課」、「第2課」などの課名は、変更後は下の図のようになります。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務、受付窓口等の変更はありません。

●青梅労働基準監督署（3課体制）の場合

(現行)		(変更後)	
第1課	→	監督課	…（監督及び庶務業務担当）
第2課	→	安全衛生課	…（安全衛生業務担当）
第3課	→	労災課	…（労災業務担当）

●八王子労働基準監督署町田支署（2課体制）の場合

(現行)		(変更後)	
第1課	→	監督・安衛課	…（監督及び庶務・安全衛生業務担当）
第2課	→	労災課	…（労災業務担当）

※上記以外の管内労働基準監督署については、現行のまま変更はありません。